



# マイナンバー連携を希望する方へ

# D

オモテ

マイナンバーをご提示いただくことで、以下の書類を省略することができます。

- ・世帯全員の住民票 ・令和8年度市町村民税課税証明書（住民税未申告者は省略が出来ません）
- ・健康保険情報が確認できる書類（マイナ保険証を紐付けされていない方は省略が出来ません）

※マイナンバー連携には数日を要するため、**受給者証交付までに通常より時間がかかる可能性があります。**

## マイナンバー連携の手順

### ステップ1 申請書2枚目「8マイナンバー連携を希望する」にチェック

### ステップ2

### 申請書3枚目世帯調書に 受診者と 記載対象者のマイナンバーを記載

（記載対象者については、以下の表を参照）

受診者の加入している健康保険の種類	マイナンバー記載対象者
<input type="checkbox"/> 国民健康保険（市町村国保） <input type="checkbox"/> 業種別国民健康保険組合 （土建国保、建設国保、医師国保など）	<b>同一世帯で、受診者と同じ健康保険（健康保険の記号・番号が同じ）に加入されている方 全員</b> <small>* 本人を除く、平成22年4月2日以降生まれ（課税年において16歳未満）の方は不要</small>
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療広域連合	<b>同一世帯で、後期高齢りに加入されている方 全員</b>
<input type="checkbox"/> 被用者保険 （全国健康保険協会、共済組合、健康保険組合など）	<input type="checkbox"/> 受診者が被保険者
	<input type="checkbox"/> 受診者が被扶養者
	<b>受診者分のみ</b>
	<b>受診者分 及び 被保険者分</b>

### ステップ3 「受診者のマイナンバー」・「身分証明書」を提示 又は 添付

提示する確認書類については、本紙ウラをご参照ください。

## 書類省略の注意事項（必ずお読みください）

- マイナンバーは、間違いがないよう自己の責任で記載してください。
- 支給認定基準世帯員のうち、**住民税未申告の方がいる場合は、必ずお住いの市役所で申告をしてください。**  
 （無収入の方でも申告が必要です）市町村民税未申告等により、情報を取得できなかった場合は、**後日課税証明書の提出を求める場合があります。**  
※提出がない場合は、上位所得D（30,000円）として取り扱います。
- 非課税世帯で受診者の収入金額が826,500円以下の方について、**申請書2枚目「4申し立て欄④」にチェックがない場合の階層区分は、B2（5,000円）になります。**
- マイナンバー連携された方は、守口保健所で階層区分の確認ができません。マイナポータルなどからご自身で課税金額を確認のうえ、**階層区分の変更を希望する方は、別途「変更申請書」もあわせてご提出ください。**





©2014 大阪府もずやん

**確認書類 1、2**

について、

窓口申請の方は提示、郵送申請の方はコピーを添付してください。

**確認書類 1**

受診者本人のいずれか 1 点

- マイナンバーカード（裏：番号がある面）
- マイナンバーが記載された住民票
- 個人番号通知カード  
（記載事項に変更がない場合に限る）

**確認書類 2**

① 受診者本人が申請する場合



受診者本人の身分証明書

（受診者が18歳未満の場合は保護者）

② 代理人が申請する場合

（「世帯調書」の委任状欄を記入）



申請者の身分証明書

※法定代理人の場合、戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所の決定通知書のいずれか 1 点も併せて提出

**身分証明書（例）**

顔写真つきのもの（いずれか 1 点）

- マイナンバーカード（表面）**
- 運転免許証**       運転経歴証明書
- 旅券（パスポート）       身体障害者手帳
- 療育手帳       在留カード
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特別永住者証明書 など

顔写真のないもの（2点）

- 資格確認書
- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 年金手帳       児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- その他、官公署が発行した書類で氏名及び生年月日又は住所の記載があるもの